

2019年(平成31年)(行コ)第5号

公有水面埋立免許処分差止、公有水面埋立免許不存在確認(追加的併合申立て)、追加的変更請求控訴事件

控訴人 山戸貞夫外42名

被控訴人 山口県

証拠説明書

2019年9月3日

広島高等裁判所 第3部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 本 田 兆 司

同上 弁護士 足 立 修 一

控訴人ら主張事実立証のため、提出した書証につき次のとおり立証趣旨等を説明する。

記

号 証	標 目	原本・ 写の 別	作成年月 日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲37	現地進行協議の結果報告書	写	2017年1月 16日	籠橋隆明 弁護士ほか	2016年7月28日に本件についても同時に実施された自然の権利訴訟事件の代理人が作成した進行協議期日における説明等をまとめて報告するもの。	
甲38	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書	写	2012年10 月5日	中国電力 株式会社	中国電力株式会社が本件埋立免許について設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請を行った事実。	
甲39 -1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2012年10 月23日	山口県土 木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。	
甲39 -2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明(ご回答)	写	2012年10 月23日	中国電力 株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。	

甲40-1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2012年11月22日	山口県土木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。
甲40-2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2012年12月21日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。
甲41-1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2013年1月4日	山口県土木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。
甲41-2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2013年1月30日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。
甲42-1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2013年1月30日	山口県土木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。
甲42-2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2013年2月22日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。
甲42-3	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2013年3月6日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（甲42-2）を補正した事実。
甲43-1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2013年3月19日	山口県土木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。

甲43-2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2014年4月11日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。
甲44-1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2014年5月14日	山口県土木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。
甲44-2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2015年5月15日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。
甲45-1	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について	写	2015年6月22日	山口県土木建築部 港湾課長	被控訴人が中国電力に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を求めた事実。
甲45-2	設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）	写	2016年6月22日	中国電力株式会社	中国電力が被控訴人に対して設計概要変更工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明を行った事実。
甲46-1	上関原発に係る公有水面埋立免許の出願事項の変更の許可について	写	2016年8月3日	山口県	被控訴人が中国電力に対して上関原発に係る公有水面埋立免許の出願事項の変更申請（3次にわたる設計概要変更工事竣功期間伸長）を許可したことを公表した事実。
甲46-2	上関原子力発電所建設予定地の埋立工事について（要請）	写	2016年8月3日	山口県知事	被控訴人が中国電力に対して「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと」を要請した事実。
甲47	上関原発改めて意欲 中電、埋め立て延長申請（新聞記事）	写	2019年6月11日	読売新聞社	2019年6月10日、中国電力が上関原発に係る公有水面埋立免許について、延長申請をした事実。

甲48	上関原発 反対が51.5% (新聞記事)	写	2019年7月23日	中国新聞社	参議院選挙の際の山口県での出口調査によれば、上関原発について、反対が51.5%で、賛成は23%に留まった事実。
甲49	知事「要件満たしたので許可」 (新聞記事)	写	2019年7月27日	みなと山口合同新聞社	2019年7月26日被控訴人が中国電力に対して上関原発の埋立免許の3年6か月の延長を許可した。一方で、発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事をしないことを要請した事実。
甲50	「免許延長すべきでなかった」 上関原発計画 二井元知事に聞く (新聞記事)	写	2019年7月28日	朝日新聞社	2001年に当時の知事として、上関原発計画に条件付きで同意した二井関成氏は、今回の県の判断について「免許の延長はすべきでなかった」といい、工事をしないように要請した点につき、二井氏は「無理な法解釈で免許の延長を認めたため、法的拘束力のない条件をつけざるをえなくなっており、わかりにくい」と述べた事実。
甲51	山場を迎える上関原発計画 (「原子力資料情報室通信」 No. 452)	写	2019年8月1日	伴英幸	2019年6月7日に経済産業省と質疑を行った際の回答によれば、重要電源開発地点の指定を解除する事情として、想定している変化とは、中電が建設計画を取り下げるか、自治体(山口県)が建設に反対するかのどちらかだ述べた。中電は、経産省が開発地点指定は有効と回答し、経産省は、中電が取り下げないから指定は有効とする。質疑を通して、経産省と中電とがお互いに相手を根拠にする、実態のない無責任な姿勢が明らかになった事実。重要電源開発地点の指定要件(第4条5)に、計画の具体化が確実な電源であること、電力需給対策上重要な電源であることなどが含まれており、現時点で適用すれば、上関原発は指定要件を満たさない事実。

甲52	上関原発用地の重要電源開発地点指定に関する質問	写	2019年5月9日	上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会事務局長小畑太作	2016年8月3日、山口県知事は、2019年7月6日迄の埋立免許の伸張を許可しました。知事がその正当の根拠としているのが、重要電源開発地点指定であるため、主にこの事について、質問した事実。
甲53	陳述書	原本	2019年9月2日	溝田一成	作成者は、2019年6月7日・参議院議員会館会議室で開催された、経済産業省と原子力規制委員会の職員からの回答と質疑をする場に参加し、やりとりを現認しているものである。上関原発の埋立免許が延長許可となった際、山口県が根拠にしていた「重要電源開発地点の指定になっていて、これは今も有効である」との点について、「事業者から建設計画の取下げの申請もないので、事情の変化はない」、「法律の見直しをするつもりはない」との回答を聞いている。また、原子力規制委員会の職員からは、新設原発の審査は、再稼働優先ですべてすすめているのと、新しい基準も出来ていないので、2009年12月に、中国電力が工事認可申請を出したものは、審査も止まったままで、事業者から新たな書類が提出されても、検討しない、できないとの回答を聞いている。

甲 5 4	第198回国会・ 衆議院経済産業 委員会議事録 (2019年6月19 日) 抜粋	写	2019年6月 19日	衆議院	<p>宮川伸議員が、上関原発について、重要電源開発地点に指定されている点について、「重要電源開発地点の指定に関する規程」では、経産大臣は、指定を行った重要電源開発地点が第4条第5項に掲げる要件のいずれか適合しなくなったとき、その指定を解除することができる」とあり、5項は、「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること。」とされているところ、政府が原発の新設はしないとするなら、計画が具体的で、確実ではないのではないかと指摘されたのに対し、経産大臣が、「上関原子力発電所については、事業者が計画を遂行する意向でありまして、法令上の必要な手続や一定の地元理解が進んでいるという状況でありますから、計画の具体化が確実な電源であると考えています。ただし、その原発を新設を認めるかどうかというのは、これは規制委員会が判断することでありまして、政府としては、現時点においては、原発の新增設、リプレースは想定しておりません。」との意味不明な答弁をした事実。</p>
-------	--	---	----------------	-----	--

知事「要件満たしたので許可」

19.7.27 山口

◇上関原発建設予定地の公有水面埋め立て免許を巡るこれまでの動き

- 2008年
 - 10月22日 県が中国電力に埋め立て免許を交付
- 2009年
 - 10月7日 中電が工事着手を届け出
- 2011年
 - 3月11日 東日本大震災が発生
 - 3月15日 中電が埋め立て工事の一時中断を発表
- 2012年
 - 10月5日 中電が県に埋め立て免許の期間延長や設計概要変更を申請
 - 10月23日 県が中電に1回目の補足説明を求める
 - 11月22日 中電の回答を受け、県が2回目の補足説明を求める
- 2013年
 - 1月4日 中電の回答を受け、県が3回目の補足説明を求める
 - 1月30日 中電の回答を受け、県が4回目の補足説明を求める
 - 3月19日 中電の回答を受け、県が5回目の補足説明を求める
- 2014年
 - 5月14日 中電の回答を受け、県が6回目の補足説明を求める
- 2015年
 - 5月18日 中電が再度の期間延長を県に申請
 - 6月22日 中電の回答を受け、県が7回目の補足説明を求める
- 2016年
 - 6月22日 中電が回答、3度目の延長申請。2019年7月までの延長求める
 - 8月3日 県が延長を許可、「本体着工の見通しづくまで埋め立て工事を見ないよう」要請
- 2018年
 - 7月11日 埋め立て免許延長の可否判断を巡る住民訴訟、山口地裁が県知事の判断留保は違法とする判決。県が判決を不服として広島高裁に控訴
 - 7月23日
- 2019年
 - 6月10日 中電が4度目の延長申請、2023年1月まで3年6カ月の延長求める
 - 6月27日 県が中電に補足説明を求める
 - 7月12日 中電の回答が県に届く
 - 7月26日 中電の回答を受け、県が2度目の補足説明を求める

免許の延長許可に関し、記者団の取材に応じる村岡副知事(26日、県庁)



(1面に関係記事)

上関原発 免許延長

ボーリング調査理由「妥当」

上関原発建設予定地の公有水面埋め立て免許を巡り、県は26日、中電に対し3年6カ月の免許の延長を許可した。一方で県は、発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋め立て工事を見ないことも改めて要請。村岡副知事と中電の平野正樹副社長は、それぞれ県庁で記者団の取材に応じ、延長許可の理由や受け止めなどを明かした。主なものとしては次の通り。

延長許可の理由は、土地需要については重要電源開発地点の指定が引き続き有効との国の見解が示された。免許期間中に完了できなかった合理的な調査の必要性が確認されたことだった。法令に従い審査した結果、いずれも妥当で合理性があると判断した。要件を満たせば許可しなればならない。

「前回同様、中電に対して要請した。本体の着工が見通せない状況で、下の土地だけを埋め立てるべきではない。法的拘束力はないが、以前からそういう思いがあり、許可とは別の形で今回も要請した。免許は知事の立場として、あくまでも法律上許可すべきかどうかの観点で行った。原発本体については、その判断を差し込む余地はない。」

中電に補足説明を求めた理由は、期間中に工事を終えられなかった理由について中電から「海上ボーリング調査の必要性」という簡単な説明しかなく、本当に避けられなかったのかどうか確認する必要がある。中電が従い適否を判断する。

「3年6カ月の判断は今後どう進めるかは、まず実施者の中電が考える必要がある」と。われわれとしてはその時点で申請があれば法律に従い適否を判断する。

「3年6カ月の判断は今後どう進めるかは、まず実施者の中電が考える必要がある」と。われわれとしてはその時点で申請があれば法律に従い適否を判断する。

「延長許可の理由は、土地需要については重要電源開発地点の指定が引き続き有効との国の見解が示された。免許期間中に完了できなかった合理的な調査の必要性が確認されたことだった。法令に従い審査した結果、いずれも妥当で合理性があると判断した。要件を満たせば許可しなればならない。」

「前回同様、中電に対して要請した。本体の着工が見通せない状況で、下の土地だけを埋め立てるべきではない。法的拘束力はないが、以前からそういう思いがあり、許可とは別の形で今回も要請した。免許は知事の立場として、あくまでも法律上許可すべきかどうかの観点で行った。原発本体については、その判断を差し込む余地はない。」

中電に補足説明を求めた理由は、期間中に工事を終えられなかった理由について中電から「海上ボーリング調査の必要性」という簡単な説明しかなく、本当に避けられなかったのかどうか確認する必要がある。中電が従い適否を判断する。

「3年6カ月の判断は今後どう進めるかは、まず実施者の中電が考える必要がある」と。われわれとしてはその時点で申請があれば法律に従い適否を判断する。

「3年6カ月の判断は今後どう進めるかは、まず実施者の中電が考える必要がある」と。われわれとしてはその時点で申請があれば法律に従い適否を判断する。

免許延長が認められた知事、副知事、事務局に感謝した。要請は重く受け止める。工事を進めるに当たっては、慎重に相談しながら、慎重に進めたい。「本体着工のめど」の判断は、いろいろな要素を総合的に勘案しながら進めたい。私も批判を受けたい。結果、延長させる許可書を受け取り、記者団の取材に応じる中国電力の平野正樹副社長(26日、県庁)



断できたタイミングで県に相談しながら、と考える。前回の延長許可から3年間で工事を完了できなかった。昨年、一昨年と陸上でボーリング調査し、おむね問題ないと判断したが、国の安全審査に通るにはデータを充実させる海上調査が必要である。結果、延長させる許可書を受け取り、記者団の取材に応じる中国電力の平野正樹副社長(26日、県庁)

「3年6カ月の判断は今後どう進めるかは、まず実施者の中電が考える必要がある」と。われわれとしてはその時点で申請があれば法律に従い適否を判断する。

「3年6カ月の判断は今後どう進めるかは、まず実施者の中電が考える必要がある」と。われわれとしてはその時点で申請があれば法律に従い適否を判断する。

準備が整い次第、最初の6カ月で海上調査に入りたい。現時点で1回を考慮するが、データによって再調査が必要かどうか判断する。

歓迎と反発 二分続く地元 中国電力が申請した上関原発建設予定地の公有水面埋め立て免許の延長を県が許可した26日、原発推進派は「許可はありがたい。一日も早く建設してもらいたい」と願っている。反対派は「事実上建設できない状態で埋め立てを認める理由が分からない」と反発を強めた。推進派の上関町まちづくり連絡協議会の古泉直樹事務局長は「少子高齢化が進む町において、私たちは建設による活力ある豊かな町づくりを望んでいる。他の原発が再稼働して安全性が確認され、新増設の議論が始まることを祈っている」と話した。

かみのせき 山場を迎える上関原発計画

上関原発は狭い土地に2基を建てる計画で、海岸を埋め立てた場所に主要な施設の一部が建つことになる。全国でも例を見ない計画だ。

海の埋立ては地元山口県の公有水面の埋立て免許が必要で、直近の免許は2016年だったが、これが今年7月に期限切れを迎える。中国電力(以下、中電)は6月10日に免許延長の申請を行った。なお、公有水面埋立法では伸長というが、馴染みがないのでここでは延長という。この免許の行方が注目されているのだ。

上関原発計画とは

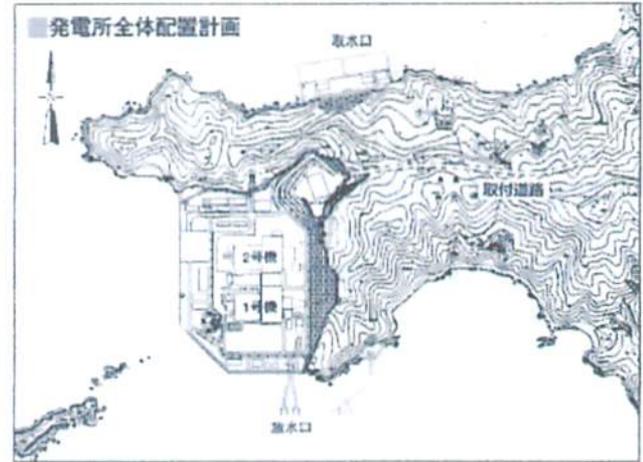
山口県熊毛郡上関町長島に中電が電気出力137万kWの改良型沸騰水型原発(ABWR)2基を建設する計画だ。

中電が山口県で進めるこの原発計画が最初に浮上したのは1982年のこと。地元上関町が誘致したが、計画地対岸の祝島漁協が83年に反対を決議、以来、同漁協をはじめとして強固な反対運動で今も着工を止め続けている。祝島漁協は山口県漁協に合併、祝島支店とされているが、ここでは祝島漁協という。

1999年に中電は環境影響評価書を資源エネルギー庁(以下、エネ庁)に提出した。翌年、エネ庁は追加調査を勧告した。その後、長島の自然を守る会(高島美登里代表)が絶滅危惧種に指定されているカンムリウミスズメの生息を確認。さらに、稀少生物の貝類(ヤシマイシンなど)を発見、市民側では積極的な環境調査が現在も続いている。

予定地北側の四代正八幡宮の宮司が、中電への土地売却に反対していたことから、2003年に神社本庁は宮司を解任し、中電への土地売却に同意した。

こうした経緯を経て、2008年に中電は山口県に公有水面埋立て免許の申請を行い、これを取得した。そして、その翌年に経済産業大臣に原発の設置許可



申請を行った。旧原子力安全・保安院で5回ほどの審査を進め、2010年に中電に追加的な地質調査を要請した。これと並行して、09年には海岸の埋立て工事に入ろうとしたが、激しい反対運動によって中断、さらに11年初頭に調査の再開を企てたが、この時にも激しい反対で中断、そのまま3月12日に福島第一原発で爆発事故が起きた。これを受けて二井関成山口県知事(在任2000～2012年)が工事の見合わせを要請、中電はこれを受け入れ、以来、埋立て工事は行われていない。

公有水面埋立て免許のその後

08年の埋立て免許は3年間の期限が付いていたため、12年に中電は免許の延長を申請し、16年に許可を得た。12年の延長申請から許可までに4年を要しているのは、福島第一原発事故を受けて政府の原子力政策が大きく変化していたからだった。当時、民主党政権は原発の新規立地を認めない方針を示していた。そこで、山口県は原発の必要性や建設の確実性を求めて中電と実に7回にわたってやり取りをしていた。二井知事は当初は免許の延長を認めない考えを表明していた。12年7月に誕生した山本繁太郎(在任2012～2014年)は、当初は二井知事の影響

を踏襲するとしていたが、12年12月の政権交替によって流れが変わってしまった。

中電が頼りにしたのは2005年に閣議了承された「重要電源開発地点」の指定だった。この前年に電源開発促進法が廃止され、電源開発調整審議会が廃止されたが、翌年にその時点で重要電源開発地点として指定されていた地点について閣議了承して状態を維持したのだった。中電はエネ庁の安永電力基盤整備課長(当時)に対し、この決定が現在も有効であり「事情の変化がない限り」解除することは考えていない、とする文書を書くように要請し、同課長は求められるままに文書を作成して中電に渡している。この文書を根拠に中電は建設の現実性を県に訴え、ついに村岡嗣政知事(在任2014年～現職)は延長を許可するに至った。ただし、延長許可に際して、山口県は「発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を施行しないこと」を文書で要請した。中電はこれを受け入れて現在に至っている。

事情の変化については、これまで国会でも取り上げられているが、政府は福島原発事故後も事情の変化はないと開き直っている。また、当室も参加している「上関原発どうするネット」と山口県を中心に活動する「上関原発用地埋立禁止訴訟住民の会」が6月7日に経済産業省(以下、経産省)と質疑を行った。その回答によれば、想定している事情の変化とは、中電が建設計画を取り下げるか、自治体(山口県)が建設に反対するかのどちらかだという。中電は、経産省が開発地点指定は有効と回答し、経産省は、中電が取り下げないから指定は有効としている。経産省はまた、地点指定には強制力はなく、建設するもしないも電力任せとのことでもあった。質疑を通して、経産省と中電とがお互いに相手を根拠にする、実態のない無責任な姿勢が明らかになった。

原発建設の困難

6月10日の申請は、2023年1月6日までの延長である。向こう約3年6ヶ月の間に、本体工事の着工見通しがつくとは考えにくい。その根拠は、原子力規制委員会(以下、規制委)の安全審査である。規制

委の考えは、中電から新規基準への適合を示す原子炉設置変更申請が行われない限り、審査には入れないというものだ。旧指針に基づく申請は通用しない。中電は上関よりも、島根2号機、3号機の稼働許可を優先させている。敷地内地質調査に加えて、周辺活断層の再調査・再評価など耐震問題を再評価する必要がある。さらに火山噴火問題もある。こうした状況を考えると、設置許可が3年6ヶ月の間に出るとは考えられない。他方、規制委のほうも、エネルギー基本計画に新規建設が想定されていないことから、新規建設に対応する体制をとっていないという。

電力広域的運営推進機関(OCCTO)に中電が提出した供給計画(2028年までの想定)に上関原発は含まれていない。中電の経営計画では上関原発の着工時期も運転開始時期も未定となっている。中電自身が23年までに着工できると考えていないと言える。

2011年の福島原発事故後の省エネの流れの中で、最大電力需要も11年の1,200万kWから18年に1,050万kWに減少し、中電の予測でも向こう10年間はこの程度で推移することになっている。現状に島根2号、3号を加えればむしろ供給過剰になる。上関原発の必要性はなくなっているといえる。

重要電源開発地点の指定要件(第4条5)に、計画の具体化が確実な電源であること、電力需給対策上重要な電源であることなどが含まれており、現時点で適用すれば、上関は指定要件を満たさない。

さらに今後を考えれば、原発の新規建設費は相当にあがっており(具体的な金額は示されていないが)、運転期間中に回収できる見通しはないであろう。

周辺自治体の対応も、福島事故後は上関原発計画に反対する自治体が増えている。祝島漁協や県内市民グループなども反対を強め、6月に延長免許を交付しないことを求める署名を山口県に提出した。

こうした流れからすれば村岡知事は免許を取り消すべきであり、また、中電は免許の延長申請を取り下げ、上関から撤退する道を探るべきだ。

(伴 英幸)

甲52

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 宇部緑橋教会内 TEL & FAX 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com

2019年5月9日

経済産業大臣 世耕 弘成 様 (質問 1～5)
原子力規制委員会委員長 更田 豊志 様 (質問 6)

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畑 太作
携帯 080-5029-5599

上関原発用地の重要電源開発地点指定に関する質問

上関原発建設計画について、中国電力(株)が期限までに公有水面埋め立てを竣工出来なかったにも拘わらず、また、あの福島原発事故を受けて県民の多くが当然白紙に戻ったと理解しているにも拘わらず、山口県知事は、中国電力(株)への埋立免許を失効とせず、違法に判断留保を繰り返したことに對して、2013年8月30日に住民訴訟が提起されました。わたし達はこの裁判支援を通して、上関原発建設計画の撤回を求める市民団体です。

2016年8月3日、山口県知事は、2019年7月6日迄の埋立免許の伸張を許可しました。知事はその正当の根拠としているのが、重要電源開発地点指定です。そこで主にこの事について、以下質問します。

1. 福島原発事故以降、エネルギー基本計画において、原発の再稼働は盛り込みながらも、新規原発を想定しなくなった理由についてご説明下さい。
2. 中国電力株式会社による、2016年6月14日付経産省への問合せに対する、同省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長の安永崇伸氏の回答には「上関原子力発電所に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化が無い限り、解除することは考えていない」とあります。しかしながら、重要電源開発地点の指定が為された2005年から、本回答迄の間には、福島原発事故が起き、これを受けて国政府は、原発の新設・増設はしないという原則(以下「不新設原則」)を提示したのではないのでしょうか。少なくとも大多数の国民はそう理解しています。この福島原発事故発生の際は「事情の変化」に該当しないのでしょうか。該当しないとの判断であれば、その理由をご説明下さい。
3. 福島原発事故以降、エネルギー基本計画からは原発の新設が削除されているわけですが、これは前項の通り、不新設原則が堅持されていることと理解しています。しかし一方で、新設原発である上関原発の重要電源開発地点指定の見直しをしないのは、取り分け、指定の期間について「運転を開始した日まで」としていることは、明らかな矛盾であると考えますが、見解を伺います。

4. 前項の質問に対して、もし矛盾がないとされるならば、且つ、上関原発用地の重要電源開発地点指定の見直しもしないとすれば、国政府は、実は、将来において原発の新設・増設を企てていることとなります。これは、2014年3月10日参議院予算委員会における安倍総理の答弁「原発の新増設については現在のところ想定をしておりません」と矛盾し、従って国民を欺くに等しい企てだと言わざるを得ませんが、見解を伺います。
5. 重要電源開発地点の指定に関する規程の改訂、及び上関原発用地の重要電源開発地点を解除するにはどのような手続きが必要か、ご説明下さい。
6. 上関原発計画に関して、中国電力は2009年12月18日に設置許可申請を旧原子力安全・保安院に申請、その後2011年2月17日まで、A・B合同グループで1回、Aグループで7回、Bグループで2回、地盤耐震意見聴取会で5回の審議が行われ、福島原発事故以降、審議は中断しています。また、同社は2013年12月25日に原子力規制委員会設置法附則23条4項に基づく書類を提出、翌14年4月10日にはこの書類の補正書を提出しています。しかしながらこれらの審議は、当然のことながら「新」規制基準に基づくものではなく、重要な項目——たとえば、火山評価や特定重大事故等対処施設など——が含まれていません。建設費用に関しても以前のままでは済まないことが現実視されています。中国電力が上関原発に関する審査を再開したいと考えた場合、どのような手続きから始まるのか、ご説明下さい。

以上

甲53

陳 述 書

2019年9月2日

「上関原発とめよう！広島ネットワーク」

事務局 溝 田 一 成



1、はじめに

上関原発計画が浮上し動き出したのは、1982年10月24日の中国新聞の一面に記事が掲載されてからのことです。

私の住んでいる広島市は、上関原発計画地から82 kmの至近距離にあり、一旦事故が起これば、住んでいる広島県全域が大変な放射能汚染に見舞われるのを危惧したのです。また、学生時代に予定地になる海で水産実習をして、初めて海の魚を釣り上げた感激と、とてもきれいな海に魅せられ、瀬戸内海の自然豊かな所を、原発で汚してほしくないということから、1982年から、広島で原発に反対するようになりました。

私は、1968年から1973年までの5年間、造船会社で火力発電所のプラント設計をしていました。そこでは、大気汚染の原因となるボイラーから排出される燃焼ガスを空気とまぜて濃度を下げてそのまま排出したり、騒音をそのままにし、蒸気を冷やす温排水に貝が付着しないように薬品を投入して海に捨て汚染させていた経験をしていました。そこで、巨大発電所になる原発は、技術的にも人間の管理能力こえて、さらに、通常運転時でも、微量とはいえ放射能をまき散らし、生物・人間に害を及ぼすことを知ったことも拍車をかけました。

それで、上関の現地に行き、反対運動に参加したり、中国電力に抗議も繰り返してきました。

特に、2009年の9月から上関原発建設予定地を埋め立てる工事が着工されようとするのを知り、「上関原発とめよう！広島ネットワーク」を広島市で立ちあげ、上関原発を撤回する運動の事務局として参加するようになりました。

祝島の島民の90%近くが、1982年の原発計画の浮上のころから「上関原発絶対反対」を掲げ、果敢に抗議行動をしていました。

2000年には、祝島漁協が反対を貫いていましたが、共同漁業権管理委員会の関係8漁協の内、祝島漁協を除く7漁協が多数決で、無理矢理、中国電力と漁業補償金契約を締結してしまいました。しかし、祝島漁協（現在は、山口県漁協祝島支店）の組合員は、漁業補償金の受け取りを拒否をし、現在も受け取っていません。

そんな状況でも、中国電力は、2008年10月に公有水面埋立免許を受け、2009年9月ころから、埋立工事に着手するようになってきました。その度ごとに、祝島漁協を中心に抗議行動をしていました。作業船がやって来たのは7度になるかと思います。

2011年2月には、警備員を含め600名体制で3日間の埋立作業をしました。これも多くの人びとが抗議して、強行した中国電力の作業員が、抗議する人々を負傷させるなどしたため、工事は中断しました。

その直後の2011年3月11日に東北沖に大地震が起こり、いわゆる東日本大震災に見舞われました。その結果、東京電力福島第一原子力発電所は、原子炉の冷却が出来ず、炉心溶融を引き起こし、原子炉の建屋が爆発するなどして、大気中に大量の放射能をまき散らしました。この事故は、1986年のチェルノブイリ原発事故に相当するレベル7の事故となりました。

この事故のために、山口県や上関町が、中国電力に埋立工事の中止を要請し、それから、今日までずっと埋立工事は中止されたまま、埋立工事はおろか、原子

炉設置許可申請の手続も止まったままで、上関原発建設予定地はまったく元のまま残っています。

2、公有水面の埋立免許のみならず埋立免許延長もおかしい

2011年3月以降、埋立工事は中断しているのに、中国電力は、2012年10月の免許の期限切れ直前になり、埋立免許の延長を申請してきました。しかし、山口県は、中国電力に説明を度々求め、2016年8月に、山口知事は、延長を許可しました。

しかし、そもそも、原発建設は、国の「エネルギー基本計画」が根幹となって進められてきました。昨年2018年7月に改訂され、閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」では、上関原発の新設計画は盛り込まれませんでした。なので、上関原発の新設は当然なくなるものと考えていました。

そこで、本年5月9日付けで、上関原発の埋立工事に関係するもう一つの裁判「上関原発用地埋立禁止訴訟住民の会」が、経済産業省と原子力規制委員会に質問書(甲52・「上関原発用地の需要電源開発地点指定に関する質問」)を提出し、6項目についての質問を行いました。

それを受けて、本年6月7日に、国会議員の立ち会いの下で、経済産業省と原子力規制委員会から回答を求め、質疑を行う機会に同席できたので、そこでかわされた内容を報告します。

3、経済産業省と原子力規制委員会の職員からの回答と質疑(2019年6月7日・参議院議員会館会議室で開催)に出席して

そこでのやりとりは、経済産業省に対しては、質問書にある①～⑤項目、①エネルギー基本計画に新規原発を想定しなくなった理由、②重要電源開発地点の指定が事情の変化に該当しないのか、③重要電源開発地点の指定の期間が矛盾ではないのか、④重要電源開発地点の指定の見直しをしないことは原発の新增設がな

いことと矛盾しないのか、⑤重要電源開発地点の指定の解除するにはどのような手続きが必要か、との5つの質問を行いました。また、原子力規制委員会には、質問⑥上関原発の原子炉設置許可申請の審議は進んでいないが、審査再開はどんな手続きで始まるのか、を問いました。

この中で、私を含む参加者が問い正したかったのは、上関原発の新增設はないということの確認でした。

質問の回答は口頭で、経済産業省資源エネルギー庁の中村課長補佐と山瀬係長が答えました。今回改訂の「第5次のエネルギー基本計画」に新增設が含まれるかを問うと、「想定していない」を、繰り返すのみでした。その根拠もはっきりしませんでした。安倍首相が国会答弁「新增設はしない」を引いて、成文化されたものではありませんということでした。

では、新增設はどこが含まれるのかと聞くと、「上関原発は新增設である」と、はっきり答えました。エネルギー基本計画による、エネルギーミックスでの2030年までの原発比率20～22%にすることとの整合性は、「極力原発比率を下げていくように対応する」、原発の再稼働をするのに安全性を最優先し、既存の36基で対応していくとのことでした。「新增設は想定していない」の一点ばりでそれを司る根拠などは示されませんでした。

そこで、政府は、原発の新設はないとするのに、「中国電力の社長は、上関を建設するを豪語するのみです。政府から、新設がないのだから、「中国電力に上関をやめなさい」と指導出来ないのかと聞くと、「政府に権限はない」と事業者任せ、逃げ腰でした。

前回の埋立免許の延長許可で、山口県が根拠にしていたことは、「重要電源開発地点の指定になっていて、これは今も有効である」とのことでしたので、これを変えることはしないのかと問うと、「事業者から建設計画の取下げの申請もないので、事情の変化はない」、「法律の見直しをするつもりはない」としました。

私は、福島第一原発事故の発生を受けて、当然変更になっていはずなのに、

旧態依然の法規をもって処理しようとする行政の硬直化に驚いてしまいました。

また、原子力規制委員会では、新設原発の審査は、再稼働優先ですすめているのと、新しい基準も出来ていないので、2009年12月に、中国電力が工事認可申請を出したものは、審査も止まったままで、事業者から新たな書類が提出されても、検討しない、できないとのことでした。

つまり、事業者が新規の原発建設を行おうとして、様々な手続きをしたとしても、原子力規制委員会はどうすることもできずに、塩漬け状態にしておくだけのようなのでした。よって、中国電力が新たなボーリング調査をしても、何の役にも立たないことが明らかになりました。

しかし、中国電力は、前回の裁判の日、本年6月10日に、埋立免許の延長許可を求める申請を行いました。

4、国の原発政策の「エネルギー基本計画」での上関原発の位置づけについて

その後、2019年6月19日開催の衆議院経済産業委員会での、宮川伸議員の上関原発に関連しての質問に対して、村瀬政府参考人（資源エネルギー庁）は「上関原子力発電所は、設置許可が下りていないため、新設にあたりと考えている。」と答え、世耕経済産業大臣も「原発の新增設、リプレースは想定していない。」と断言しています。

よって、上関原発の新規設置はできず、そのための埋立工事は意味のないことが明白になっています。にもかかわらず、山口県は、今回の公有水面埋立免許の延長申請についても、「重要電源開発地点の指定」が残っていることを根拠に認可してしまったのです。

しかし、本年7月26日、山口県が、今回の埋立免許の再延長申請に対し、3年6カ月延長を許可したのは、形式的な手続き上のことでしかありません。つまり、山口県は、延長を許可しながら、他方で、上関原発本体の設置許可など現実の着工時期の見通しがつくまで、埋め立て工事を実施しないよう、中国電力に文

書で要請しています（甲49）。

このことは、埋立免許が延長されても、上関原発は建設できる原発ではなく、今までの経過上、「重要電源開発地点の指定」が残っているにすぎないものと言わざるを得ません。

よって、公有水面埋立はできるはずもなく、埋立免許が無効になることは明白な事項になってきています。

以上

衆議院 第百九十八回国会

経済産業委員会 議 録 第 十 七 号

令和元年六月十九日(水曜日) 午前九時開議

出席委員

- 委員長 赤羽 一嘉君
- 理事 梶山 弘志君
- 理事 國場幸之助君
- 理事 築 和生君
- 理事 齊木 武志君
- 青山 周平君
- 石川 昭政君
- 岩田 和親君
- 岡下 昌平君
- 神田 裕君
- 佐々木 紀君
- 野中 厚君
- 細田 健一君
- 三原 朝彦君
- 八木 哲也君
- 吉川 昶君
- 菅 直人君
- 松平 浩一君
- 山崎 誠君
- 泉 健太君
- 笠井 亮君
- 長島 昭久君

- 小林 慶之君
- 西村 明宏君
- 落合 貴之君
- 富田 茂之君
- 穴見 陽一君
- 石崎 徹君
- 尾身 朝子君
- 神山 佐市君
- 木村 哲也君
- 富樫 博之君
- 星野 剛士君
- 三谷 英弘君
- 高澤 博行君
- 山際大志郎君
- 逢坂 誠二君
- 田嶋 要君
- 宮川 伸君
- 浅野 哲君
- 鵜淵 洋子君
- 足立 康史君

- 経済産業大臣 世耕 弘成君
- 内閣府副大臣 あきもと司君
- 経済産業大臣政務官 石川 昭政君
- 政府特別補佐人 更田 豊志君
- 政府参考人(原子力規制委員会委員長) 新居 泰人君
- 政府参考人(経済産業省大臣官房審議官) 新居 泰人君
- 政府参考人(経済産業省製造産業局長) 井上 宏司君

- 政府参考人(経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭太君
- 政府参考人(経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 岸 敬也君
- 政府参考人(資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 小澤 典明君
- 政府参考人(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君
- 政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
- 政府参考人(環境省大臣官房審議官) 松澤 裕君
- 政府参考人(原子力規制庁原子力規制部長) 山田 知穂君
- 経済産業委員会専門員 佐野圭以子君

- 委員の異動 六月十九日
- 辞任 徳坂 泰君
- 菅 直人君
- 太田 昌孝君
- 笠 浩史君
- 同日 木村 哲也君
- 逢坂 誠二君
- 鵜淵 洋子君
- 長島 昭久君
- 同日 補欠選任 三谷 英弘君
- 菅 直人君
- 太田 昌孝君
- 笠 浩史君

- 同日 補欠選任 三谷 英弘君
- 菅 直人君
- 太田 昌孝君
- 笠 浩史君

三谷 英弘君 徳坂 泰君

六月十七日

原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願(笠井亮君紹介)(第二二五三三号)

国と東京電力が責任を果たすことに関する請願(穀田恵二君紹介)(第二二五四号)

原発・核燃・プルトニウム利用をやめることに関する請願(阿部知子君紹介)(第二三三八号)

同日十九日

即時原発ゼロを求めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第二五六七号)

同(志位和夫君紹介)(第二七六四号)

原発・核燃・プルトニウム利用をやめることに関する請願(笠井亮君紹介)(第二五六八号)

原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願(志位和夫君紹介)(第二七六五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○赤羽委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として経済

産業省大臣官房審議官新居泰人さん、経済産業省製造産業局長井上宏司さん、経済産業省商務情報政策局長西山圭太さん、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長岸敬也さん、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官小澤典明さん、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長松山泰浩さん、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史さん、環境省大臣官房審議官松澤裕さん及び原子力規制庁原子力規制部長山田知穂さんの出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(二)異議なしと呼ぶ者あり

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤羽委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。逢坂誠二さん。

○逢坂委員 おはようございます。立憲民主党の逢坂誠二でございます。

まず冒頭に、昨夜の地震で、新潟、山形、被災されました皆さん、被害に遭われました皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

また、我が党も今さまざまな手段で情報収集しておりますけれども、政府の皆さんにおかれましては、迅速な情報収集、被害の把握、そして被害への対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、冒頭、大臣、きのう閣議決定された件について、ちょっと本題とは外れるんですけども、お伺いさせていただきたいんですが、きのう、政府は、金融庁の二十万円老後足りなくなるんだというあの報告書に対して閣議決定を行っております。内容は何か。あの報告書を受け取らないことを決定した、それから、その報告書を前提にした質問には答ええない、そういう閣議決

第一類第九号 経済産業委員会議録第十七号 令和元年六月十九日

モデル計算、私もモデル計算については熟知したつもりです。考え方としては、まあそういう考え方だというのはわかった上で、ただ、これ、二〇一四年の計算なんですよ。(世耕国務大臣「一五年」と呼ぶ一四年の数字をとって一五年に計算したんですよ。じゃないですか。これ、資料に一四年と書いてありますよ。)

一四年なんですよ。なぜか。原発はもう新設がないから、だから、よって立つ見積りがないんですよ。建設コストを見てくださいよ。四千四百億円ですよ。今、原発、四千四百億円建てられる国がありますか。どんな原発ですか、それ。少なくともこれは八千億とか一兆円に届くと書かれているのが今の相場ですよ。それで、だって、イギリスも失敗しているわけでしょう。アメリカだって同じですよ。なのに、日本は四千四百億円て原発の建設コストを計算して、例えば、これは倍になっただけで三兆は違いますよ、モデル計算で。だから、十、何円という話じゃないんですよ。今はもう十三とか十四、十五円にはなっているんですよ、皆さんのモデルをとって正しい数字に入れかえるだけで。

こんな話をすると、いや、日本の建設技術は進んでいまして、日本には優秀なエンジニアがいるので、ほかの国でつくるよりも原発を安くつくれるんですよ、だから八千億円なんてかかりませんと。どこに根拠があつてそんなことを言っているんですか。

かように、このモデルはもう古いんですよ。風力だとか太陽光だつて同じです。最新のデータに入れかえたら、今もお話しになった、もっと安くになります。

今世耕さんが言った数字というのは、トップラナーの数字ではありません。平均的な数字と云つての数字。平均的な数字というのはどういうことか。FITの価格にも影響を受けて、決してトップラナーでないところ、高いコストが見込まれているプロジェクトも入れての金額なんですよ。トップラナーだけだったら、もっと安いプ

ロジェクトはたくさんありますよ。八円、九円、そういうプロジェクトもたくさんあつて、それを推奨するだけでも風力、太陽光の方が全然安くならないですよ、原発よりも。それが皆さんの、安いと言う根拠の問題点です。

原発だけ昔のデータを使って、安い安いと言っている。太陽光、風力については平均的な、トップラナーのしつかりとしたプロジェクトの数字をとらない。こういう、私も、申しわけない、言葉は悪いけれども、インチキなコストの説明はやめていただきたい。これは間違っています。それから、もう時間がないので最後ですが、系統の問題。

系統の問題も、今、例えばコネクト・アンド・マネージをやりました、系統のあきをふやしましたと言つても、全国の再エネ事業者が一番困っているのは系統の接続です。全然改善してない。これをどう改善させるのか。

さのうもいろいろ議論しました。結局、今の系統の整備は誰がやっているか。送配電事業者です。送配電事業者、大手電力会社ですよ。所有権分離もできていない。その大手の電力会社は、本格的には、今の原発や火力発電所をベースにしたシステムの中で再エネを入れようとしています。証拠が出てきました。私はびっくりしました。

揚水発電所の稼働率、今どうなっているのをお聞きしました。電力広域的運用推進機関の二〇一九年の資料を見たら、揚水発電の稼働率、二〇一八年二・五%、二〇一九年一・七%。大変低いんですよ。揚水発電所というのは蓄電池の機能をしていまして、再エネの、皆さんが言う不安定だ、不安定だというのを吸収する、そういう機能があるはずですよ。でも、全然使われていません、一・七%ですよ。

それで、その先なんです。この資料には、二〇二三年、二〇二八年の予測の数字も出ています。二〇二三年の揚水発電の稼働率は何%だと思えます。二・二%ですよ。二〇二八年の揚水発電所の稼働率、三・七%ですよ。

全然、再エネをたくさん入れて、それを、不安定と言われている、皆さんが言う不安定、私はそうは思わないけれども、不安定と言われるものを吸収するための施設があるのに、その活用を何も考えていない。こういう人たちが系統の整備をしよう、系統の運用をしようとしているんですよ。全くルールは変えていないんですよ、今までどおりで。これが証拠ですよ。揚水発電、全然使わないじゃないですか。これでどうやって再エネをたくさん入れるんですか。

皆さん口だけで、二・二から二・四%、これはキャップじゃないと言つても、計画づくりはその数字をもとにして、ごめんなさい、二二から二四%と言つても、でも、計画は、原発を生かしたそのモデルで計算しているんですよ。だから、こんなことになっている。系統なんか整備が進むわけじゃないじゃないですか。この数字の意味を教えてください。

○村瀨政府参考人 答え申し上げます。まず、再エネを入れるために接続ルールがございまして、いわゆる揚水運転を、発電所を使う前に火力を抑制して、つないでいくということにしているわけでございます。

実際に九州でも、再エネをつないでいくために、火力を抑制して、必ず再エネを抑制する前に揚水発電を使うということにルールとしてなつてございまして、このルールを今も九州でも実際守つて対応しているところでございます。

まず火力抑制をした上で、最後に揚水発電において受けとめるということにしているわけでございます。このルールに基づいて、しっかりと再エネが入っていくように今後もしっかり運用してまいりたいと考えてございます。

ツと日本はネットワークが違うんだと。ネットワークを変えていかなかったら再エネは入らないですよ。思考や考え方、全く古いままで、何がキャップじゃないと。本間にこの再エネの問題というのは重要でございまして、日本の産業、国、社会、大きく変革するためにも大変大事なきっかけになる事業です。まともな政策議論をしていただいて、私たちの法案も審議していただいて、国民の皆さんと議論をしなければ、このままでは日本は本間におくられてしまいます。

引き続き、エネルギーそして原発に関して質問させていただきます。我々は原発ゼロ法案を出しておりますが、結局、また審議をしていただけないまま終わるような状況になってしまつております。きょうの機会をばいまして、私の原発政策に対する考え方と政府の考えている原発政策の考え方、どちらが本来あるべきかということが少しでも議論できればと思つて質問させていただきます。

まず最初に、指定廃棄物について質問いたします。福島第一原発事故があつて、そしてセシウムを中心とした放射性物質が飛散しました。そして、福島県そして周りの自治体にそれが降り注いでしまいました。そういった中で、焼却灰を含めて放射性レベルの高いごみが、廃棄物が出てしまつて、一キログラム当たり八千ベクレル以上のものは指定廃棄物として、出た県で最終処分場をつくつて処理をするということで進んでいると思つてます。

最初に質問しますが、福島県以外で、今この最終処分場が決定したところはありますか。松澤政府参考人 答えいたします。

福島県以外の指定廃棄物でございますが、宮城、栃木、千葉の三県におきまして長期管理施設の詳細調査候補地を選定しておりますが、現時点では、長期管理施設の設置が決定した県はございません。

○宮川(伸)委員 私、千葉の議員なので、もう少し千葉の様子を話していただければと思います。なぜ最終処分場、千葉県は今決まらないような感じなのか、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。
千葉県では、二〇一五年の四月に千葉市内の土地を長期管理施設の詳細調査候補地として選定いたしました。残念ながら、詳細調査の実施について地元の御理解をいただくまでに至っておりません。詳細調査の実施に向けて、引き続き千葉県などの関係者との対話の努力を続けてまいります。

○宮川(伸)委員 私も何回か説明会はほかの県も含めて出させていただいておりましたが、千葉、例えば、千葉県で二〇一一年間、どういった動きがあるのでしょうか。答えられる範囲内でお願いたします。

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。
この一年前後でございますけれども、大休、東葛の柏市、松戸市など、こちらの東葛地域の市が現在保管を継続しております。こういった市の首長様が大変な御要望は、副大臣のところへ、柏市の対応について御要望に承られて、我々の方で、柏市で例えば地元の説明の要望があれば職員がそちらに行ったり、あるいは千葉県庁と協議をしたり、こういったようなことをいろいろ進めておりますけれども、残念ながら進捗が見られる状況ではございません。

○宮川(伸)委員 私、今、最終処分場の選定について、

どうか、どうなっているかというものもちょっとお聞きしたかったんですが、私が理解している限りでは、ここ数年、ほとんど何も動いていないということだと思えます。私は、環境省の担当の方、本当に御努力されていると思いますが、やはりなかなか最終処分場を決めるというのは困難である、厳しい、なかなか地元の了解が得られないというのが実態なのではないかというように思っています。

○世耕国務大臣 これは、原発の再稼働の有無にかかわらず、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を確保するということは、これは現世代の責任として、決して次の世代に先送りしてはいけない重要な課題だと思っております。

○宮川(伸)委員 私、やはり大臣、この最終処分場を決めるのがいかに大変かというのがまだ御理解されていないんじゃないかと思えます。説明会に行つて、その周りの住民の方がどういった思いをされるのか、よく私は御理解していただきたいと思っております。

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。
高レベル放射性廃棄物は、指定廃棄物とは放射能の濃度や処分方法など根本的に違うことがたくさんあるわけでありまして、処分を進めていく上で、国民や地域の皆さんの御理解と御協力をいただくことが重要であるという点では共通している面もあるかというふうに思っています。
高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けては、国が前面に立つて対応するべく、二〇一七年七月に科学的特性マップを公表いたしました。広く今全国で、国民の理解を得ていくための対話活動を精力的に行っているところであります。昨年の十月からは、特にグリーン沿岸部を中心とした説明会を実施するなど、きめの細かい取組を更

に進めているところであります。
今、世界で唯一処分場を建設しているフィンランドも、これは私も現場に行つて地域の政治家とも議論してまいりましたけれども、長い歳月を重ねて、国民の理解、地域の理解にたゆまない努力を重ねてきた。最終処分の実現というのは全ての原子力利用国の共通の課題でもあるというふうな考え方をしています。

○宮川(伸)委員 私、やはり大臣、この最終処分場を決めるのがいかに大変かというのがまだ御理解されていないんじゃないかと思えます。説明会に行つて、その周りの住民の方がどういった思いをされるのか、よく私は御理解していただきたいと思っております。

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。
高レベル放射性廃棄物は、指定廃棄物とは放射能の濃度や処分方法など根本的に違うことがたくさんあるわけでありまして、処分を進めていく上で、国民や地域の皆さんの御理解と御協力をいただくことが重要であるという点では共通している面もあるかというふうに思っています。
高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けては、国が前面に立つて対応するべく、二〇一七年七月に科学的特性マップを公表いたしました。広く今全国で、国民の理解を得ていくための対話活動を精力的に行っているところであります。昨年の十月からは、特にグリーン沿岸部を中心とした説明会を実施するなど、きめの細かい取組を更

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。
高レベル放射性廃棄物は、指定廃棄物とは放射能の濃度や処分方法など根本的に違うことがたくさんあるわけでありまして、処分を進めていく上で、国民や地域の皆さんの御理解と御協力をいただくことが重要であるという点では共通している面もあるかというふうに思っています。
高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けては、国が前面に立つて対応するべく、二〇一七年七月に科学的特性マップを公表いたしました。広く今全国で、国民の理解を得ていくための対話活動を精力的に行っているところであります。昨年の十月からは、特にグリーン沿岸部を中心とした説明会を実施するなど、きめの細かい取組を更

じや、先にこの八千ベクレルの指定廃棄物の最終処分場をつくらばいいじゃないですか。それでもきないのに、無責任に高レベル放射性廃棄物の子供たちの世代に出していくというのは、私、政治としてこれは正しいやり方なんでしょうか。大臣、お答えください。

○世耕国務大臣 指定廃棄物の最終処分については、これは環境省の所管ですから、私はコメントは控えさせていただきますが、私は先ほど明確に申し上げたわけでありまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の確保は次の世代に先送りしてはいけない重要な課題だということを申し上げます。

○宮川(伸)委員 私、やはり大臣、この最終処分場を決めるのがいかに大変かというのがまだ御理解されていないんじゃないかと思えます。説明会に行つて、その周りの住民の方がどういった思いをされるのか、よく私は御理解していただきたいと思っております。

○松澤政府参考人 お答え申し上げます。
高レベル放射性廃棄物は、指定廃棄物とは放射能の濃度や処分方法など根本的に違うことがたくさんあるわけでありまして、処分を進めていく上で、国民や地域の皆さんの御理解と御協力をいただくことが重要であるという点では共通している面もあるかというふうに思っています。
高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現に向けては、国が前面に立つて対応するべく、二〇一七年七月に科学的特性マップを公表いたしました。広く今全国で、国民の理解を得ていくための対話活動を精力的に行っているところであります。昨年の十月からは、特にグリーン沿岸部を中心とした説明会を実施するなど、きめの細かい取組を更

上関原発に
関心

建設してつくった場合は新設の原発になるんでしようか。お答えください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

上関原子力発電所につきましては、まだ設置許可がおりていないため、仮につくる場合には新設に当たるといふふうに考えてございます。

○宮川(伸)委員 そうすると、大臣、今おっしゃられたことをかみ合わせると、上関原発は、経産省、大臣としては建設は想定していないということでしょうか。

○世耕国務大臣 現時点において、原発の新増設、リブレースは想定していない。そのことに尽きると思います。

○宮川(伸)委員 二枚目というか、裏に新聞記事を載せました。今、中国電力が六月十日に、この上関原発の建設のために、埋立免許の期間延長の申請書を山口県に出したということでありまして、その申請書の中では、海上ボーリング調査六カ月、そして埋立工期に三年というようなことが書かれていて、ということですが、大臣、今、経産省としてはつくりたくない、想定していないという中で、こういった工事が行われる、そして山口県がこれをいいですと、まだこれはいいですと、この結果は出ていませんが、言うだろうと書かれていますが、こんなことがあっていいんですか、大臣。

○世耕国務大臣 あくまでもこれは、経産省のエネルギー政策全体の中で、原発については、現時点で、新増設、リブレースというのは想定していません、ということでありまして、当然、各事業者とか自治体の判断でなされることというのはあるんだらうと思いますが、少なくとも経産省としては、今、原発の新増設、リブレースは想定していません。

○宮川(伸)委員 ちょっと私、全く理解できないんですが、新設、リブレースしない、新しいのをつくらない、これは安倍総理も言っていると思えます。にもかかわらず、埋立工事しているんですか。大臣、もう一度お願いします。

○世耕国務大臣 ですから、現時点において、原発の新増設、リブレースは想定していません。埋立工事の許可というのは、これは私の権限ではありません。

○宮川(伸)委員 大臣の権限があります。これは、山口県が承認するという理由の一つに、重要電源開発地点にこれが指定されているから、国がこれを指定しているからという理由で、山口県はこの認可をおろさう、延長を認めようとしているわけでありまして。

そして、次のページ、法律が書かれている、重要電源開発地点の指定に関する規程というのをきょうお配りしましたが、この中に、なぜ八年もたつてこれが解除されないかということなわけでありまして、左側に赤ペンで私が丸をしましたが、第七条、経産大臣は、指定を行った重要電源開発地点が第四第五項に掲げる要件のいずれか適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとします。だから、大臣がこれは解除できるわけですね。

じゃ、どういう要件かというのがこの右側に丸をした赤であります、五の、十二項目あるんですが、全部これはやれないので、四というところだけやっています。「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」と書いてあるわけですが、これは、開発が確実でなければ大臣が解除できるんです。

今、新設やらないと言っている。何でこれは、計画が具体的な、確実なんです、大臣。お答えください。

○世耕国務大臣 上関原発については、事業者が有する計画や地元状況に変化がなく、また、事業者から重要電源開発地点の解除の申出がないという中でありますから、その指定を国がみずから解除する事情はないと考えています。

○宮川(伸)委員 大臣、これは、規程、法律と、本間に立憲主義といいますが、法治国家なんです。法律をここに私は出しましたよ。出しました、大臣が変えられると書いてあるわけですよ、

大臣の権限で。その要件として「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」と書いてあるわけですよ。

何で、新設をしないと書いているのに、御自分で言っているわけですよ、新設しませんよと言っているのに計画の具体化が確実なんです。何で計画の具体化が確実なのか教えてください。

○世耕国務大臣 繰り返しになりますけれども、政府としては、現時点において、原発の新増設、リブレースは想定していません。

その上で申し上げますと、上関原子力発電所については、事業者が計画を遂行する意向でありまして、法令上の必要な手続や一定の地元理解が進んでいるという状況でありますから、計画の具体化が確実な電源であると考えています。

ただし、その原発を新設を認めるかどうかというのは、これは規制委員会が判断することでありまして、政府としては、現時点においては、原発の新増設、リブレースは想定していません。

○宮川(伸)委員 恐らく、多くの国民はその説明は全く理解できないと思います。

じゃ、ちょっと切り口を変えますけれども、電源立地交付金というのが出ています、上関町に原発がとまりました二〇一一年から、上関町にこの電源立地交付金、毎年幾ら出ているか、お答えください。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

上関地点におきましては、二〇一一年度以降、毎年度約八千万円の電源立地地域対策交付金が交付されてきています。

このほか、原子力発電施設等立地地域特別交付金といたしまして、二〇一一年度から二〇一二年度にかけて総額約二十二億円が交付された実績があるところでございます。

○宮川(伸)委員 大臣が新設しないと書いているのに、なぜか国の方から自動的にお金が、三十億円ぐらいのお金が流れているわけですよ。それも、毎年毎年、さっき八千万円とおっしゃっていました、一億円ぐらいのお金が毎年出ていっているわけですよ。

何で原発はつくりたくないと言っているのにお金が流れるの。これはいいんですか、こんなことで、大臣。

○世耕国務大臣 電源立地地域対策交付金についても、これは重要電源地域指定と同様に、事業者である中国電力が持っている計画や地元自治体の置かれた状況に変化がないわけでありまして、また、事業者から重要電源開発地点の解除の申出がない中で、交付を終了する事情はないと考えています。

その上で、あえて申し上げさせていただければ、震災直後の二〇一一年度、あるいは、民主党政権下で革新的エネルギー・環境戦略なるものが策定をされて原発ゼロが打ち出された二〇一二年度においても、この上関地点に対する電源立地交付金は継続していたわけですね。なぜそのときやめなかったのかというのを逆に私もお伺いしたいぐらいですけれども。

ですので、我々は、二〇一三年度以降もその扱いに変化がないという状況が続いているということだと、これは申し添えておきたいと思っております。

○宮川(伸)委員 少し過去のことも聞きました、しかし、気がついたときにしっかりとやるというのが私は大事だということに思います。

今ちょうど、これから埋立ての認可が延長するかどうかという議論があるわけですから、もう一度お伺いしますが、なぜ、新設しないと書いているのにお金が、これは延長されたら、またそのまますまお金が出続けるわけですよ。今気がついているわけですよ。

もう一度お伺いしますが、もしかして、本当は新設するんだというふうな何らか密約か何かあるんですか。あるいは、安倍総理の山口県だから、それは何かお金が落ちるようになっていないんですか。そうじゃなければ、何か、理由はなくないですか。新設しないと書いているのに、なぜこの重要電源開発地点が解除されなくて、毎年毎年お金

が落ちるんですか。これは、もうちょっと国民にわかりやすく、大臣、お答えいただけますか。

○世耕国務大臣 何度も同じお答えになりますけれども、原発については、現時点において、新設、リプレースというものは政府としては想定をしております。

今御指摘の交付金については、重要電源開発地点の指定と同様に、事業者である中国電力が持っている計画や地元自治体の置かれた状況に変化があるわけではございません。また、事業者から重要電源開発地点の解除の申出がないという中で、その交付を打ち切る理由はないというふうに思っていますし、民主党政権下においても、原発ゼロを宣言された後でもこの交付金は支払い続けておられたわけでありまして。

○宮川(伸)委員 改めて、私は、その説明は国民は理解しないと思います。怒ると思えますよ、国民。

そして、気がついたときにしっかり直していくということが、今気がついているわけですから、しっかり直していくことを申したいと思います。

ちよつと時間がなくなつたので、もう少しやりたいんですが、最後、資料がありますので、もう一つだけやらせていただきます。

ブルトニウムに関する話です。更田委員長にもいらしていただいていますので、四十年廃炉ルールに關してまずお伺いをします。

福島事故があつてから、国民のそういう声も聞いて、古い原発はもう動かさないといいこと四十年廃炉ルールがつくられました。そういう中で、細野大臣も、原則として四十年以上の原子炉の運転はしない、そして、延長においては極めて限定的なケースになるというように話をされています。

更田委員長、この四十年廃炉ルールという考え方は今もしっかり生きていて、これに基づいてやるべきだということでもよろしいですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

運転期間の延長の審査においては、いわゆる新規基準への適合性のみならず、運転に伴つて生じた設備の劣化状況を詳細に把握するための特別点検や、それを踏まえた劣化状況の技術的な評価等も確認することとしており、今後とも、厳正な運用、審査に努めていく所存でございます。

○宮川(伸)委員 ちよつとはっきりと理解できなかったところもあるんですが、過去の委員長の答弁も含めて、やはり法律に基づいてということになりますか。

時間はなくなつてきたのでちよつと飛ばして、私は、こういう変なグラフをきょうお持ちをしました。これは自分で、市民グループの方々とも一緒に計算をしたものであります。

もし、四十年廃炉ルールということを守つて、そして、このモデル一というものの、上の段にあるやつですけれども、これは、東海第二、美浜三、高浜の一、二はもう六十年が決まっていますから六十年と仮定をして、そして六ヶ所村の再処理工場が稼働するということを仮定をして計算をします。

その場合のブルトニウム量がどうなるかということですが、今、四十七トンのブルトニウムが日本にあつて、これは六千発近い核爆弾に相当する量で、これが適正かという問題があるわけですが、これも、四十年廃炉ルールにのつとてやつていった場合、この線になります。これは右肩上がりで減らないわけですよ、ブルトニウム。ずつとふえて、二〇六〇年には百四十トンぐらいのブルトニウム量になるわけですけれども、大臣、最初からこれは六十年動かす予定でいらつしやるんですか。

○世耕国務大臣 六十年動かすかどうかというのは、これは事業者の判断と規制委員会の判断でありまして、私は全く関与する部分はないと思います。

○宮川(伸)委員 全く無責任な答弁だと思えますが、ということでは、ブルトニウムが右肩上がりで上がっていくこともしょうがないというふうには

臣はお考えでいらつしやるんですか。

○世耕国務大臣 利用目的のないブルトニウムは持たないというのが政府の大原則でございますし、国際社会に対してもそういう形で説明をしておりますところでございます。

○宮川(伸)委員 全く理解ができません。これは右肩上がりになっていくのに……(世耕国務大臣)それはブル稼働させているからですよ(と呼ぶ)いや、違いますよ。今ある核廃棄物一万余トン、これを再処理していつてブルトニウムがどんどん出てくるんです。これから出てくる量もありまして、それは大した量じゃないんです。今残っている廃棄物を再処理すること出てくる量が非常に多いんです。これは右肩上がりですよ、大臣。なぜ利用しないブルトニウムが右肩上がり、説明できるんですか。

○世耕国務大臣 これは二〇一八年七月に公表いたしましたブルトニウム利用の基本的な考え方というのに明確に記載されていますが、再処理等拠出金の枠組みに基づいて、ブルトニウムの回収量を経産大臣がコントロールできる仕組みがあります。これを活用することによって適切な管理と利用を行つて、利用目的のないブルトニウムは持たないという原則を堅持していくことになっていきます。

○宮川(伸)委員 時間が来ましたので終わりにしますが、私は、今の原発政策、きちつと説明できていないと思います。そして、新設ありき、新設がなければ成り立たないような計画のままだと思いますので、これは引き続きまたやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○赤羽委員長 次に、松平浩一さん。

○松平委員 こんにちは。立憲民主党の松平浩一です。

きょうは、最近立て続けに適時開示が出ていて、ちよつとときの株主総会が行われました。ジャパニーズブレインについてお聞きしたいと思つています。

資料一としてお配りさせていただきました。これは、今までのINCJによるジャパニーズブレインに対する支援をまとめました。これは、二〇一六年以降、数字を足すと、何と、全部足すと二千六百二十億円になる支援額。当初の、一番最初の二〇一二年の支援、こちらを含めるとトータルで四千六百二十億円の支援になっていく。結構、一民間会社に対しては大きい額なんですけれども。

まず、この最近の支援の中で金額の大きい二〇一七年八月に行われた債務保証、こちらについてお聞きします。

これは、備考のところ書いていますけれども、みずほ銀行、三井住友銀行等からの融資枠についてINCJが連帯保証しているという話です。連帯保証というのは、御存じのとおり、保証の時点で何ら出揃はないわけですね、出費がないわけですよ。ですので、実際にこのINCJのBSを見ると、負債の欄に載つておりませんで、平成二十九年のですね。債務保証で大抵注記事項なので、個別注記表を見ると、やはり記載されています。これは九百八十億円であります。つまり、繰り返しますと、負債としての仕訳ではないですね。

ちよつと確認したいんですが、この保証債務、今どうなつていくのか。例えば、これがJDIにかわつて、既にみずほ銀行ですとか三井住友銀行に返済したりですか、かわつて、INCJが、そういう話なんです。これ、今どうなつていくか教えてください。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。今委員から御指摘ございましたとおり、二〇一七年にINCJがJDIに対して債務保証一千七十億円を行うということを決定いたしております。これは引き続き債務保証として提供されております。

○松平委員 じゃ、まだ債務保証の状況だということなんですけれども、先日、四月十二日と五月三十日の適時開示を見ると、新規貸付け及び優先

株によるリファイナンスを行うとされているので、四月十二日の適時開示、これは資料一としてお配りしました。

資料二の下から四行目のところ、当該I N C J新規支援により当社が取得する総額千五百二十億円を原資に、I N C J既存支援のうち、本連帯保証の被担保債務である本コミットメントライン契約、この千七百億と、それから本短期貸付け及び劣後C Bについて、当社が速やかに弁済又は買入れ消却をするというを書いているとあります。

これは、当初は七百七十億の新規貸付けと七百五十億円の優先株という形だったのが、それが五月三十日の適時開示で変わっていきまして、優先株式の枠が広がっている。これが資料三の三ページ目にあるんですけども、これは上から六行目くらいで、「それぞれ変更すること」と書いてあるので、この部分なんですけれども、ちょっと紹介だけさせていただきますと、これは簡単に言うと、先ほどお配りした資料一、この米印二の、劣後C Bと債務保証とシニアローンが五百億の新規貸付けと優先株の千二百億の引受けに変わっています。そういうことなんです。これは、先ほどちょっと御答弁で出がけ発生していないといった状況がこういった状況になるというの、恐らくみずほ銀行とかにI N C Jが返済するような約束をしているのかもしれない。

ですけれども、その上で、このJ D Iに対する債務となった上で、これをリファイナンスして、優先株にアット・エクイティー・スワップをしているわけです。D E Sをしているわけですね。これは、すくなく私が不思議だと思ったのが、不思議というかなと思ったのが、優先株になつていくというのは、優先株はローンと違って返済義務がないわけなんです。だから、今までは返済しなきゃならないローンだったのが、返済しなくていいエクイティーになつていく。それ、もともととは負債計上されてもなかったわけ

です。それが千二百億の、五期連続純損を出している会社のエクイティーになつていくんです。エクイティーになつていく。もう大変価値が低くなつていくと思います。これは、リファイナンスという言い方をされていますけれども、大変な金額の新たな支援と言つていいと思います。しかも、もう一つつけ加えると、この優先株です。五月三十日の適時開示をよく読んでみますと、これは資料三の三ページ目の、最後のページです。真ん中くらいにあるんですけども、J D Iに、下線のうちの最後の下線、本優先株式に付される上記の金額を対価とする取得請求権を行使しないことについて合意しました。これは、最初の約束は、払込金額で買戻される約束がしてあったんですけど、だから、つまりそれはローンと変わらなかつたわけですよ。その権利をもう行使しない合意をしている。つまり、もう上げますよという話なんです。千二百億。

今このこのリファイナンスというのはほとんどない金額の新たな支援なのかなというふうにも思っています。その認識でいいんです。○西山政府参考人 今委員から御指摘がございまして、これはもう委員よく御案内のとおり、かねてよりJ D Iが、いわゆるグローバルパートナーの経営への参画、具体的には出資を含むわけがございまして、その調整の中で出てきた考え方でございまして、したがって、これはあくまでも、今のところ、台中連合あるいはS u w a等々と名称はございまして、そうしたグローバルパートナーとの提携が成立した場合に、それを実現するための対応として行うものというふうには承知しております。

したがって、今先生御指摘のとおり、これまで債務保証、ローンとして提供されていたものが新たに優先株というふうになり、いわゆるD E Sという形で変化しているという事は事実でございまして、それはあくまで、これまでの出

資者に加えて、今のところは、台中連合と呼んできておりますけれども、の新たな出資者が参画をする、それを実現するための対応として今のところ議論をしているものだと、ございまして。

○松平委員 台中連合の参画を実現するための対応、だから、つまり支援を前向きに検討していただくための対応ということなんです。だから、条件交渉の材料だという話なんですけれども、余りにも、私は、その材料としては金額が大き過ぎるんじゃないかと思つています。ただ、そこでも、月曜日、昨日か、新たな適時開示で、台湾のT P Kホールディングスは見送りだ、そしてC G Lグループも離脱の可能性ありという話だつたわけですよ。もう一つ今回、それだけじゃないんですけど、もう一つのリファイナンスとして、これはローンのかわりにかつていうことで、今まではJ O L E Dの株式を代物弁済するということも約束されているんです。

資料三の、やはり真ん中くらいで下線を引きました。資料三の……(発言する者あり)そうなんです。二ページです。済みません、二ページ「ブリッジ・ローン契約としての金融消費貸借契約に基づく」云々というところですね。こちら、四百四十六億九千五百四十四万円のローンを代物弁済している、J O L E Dの株式で。私、ちょっと驚いたのが、もう一つ五月三十日に適時開示されているんです。これは資料四としてお配りしたんですけども、こちらを見ると、本件譲渡に伴い、この本件譲渡、これは代物弁済の、J O L E D株式の譲渡のことですけれども、当社、当社というのはJ D Iですけれども、当該特別利益として約二百億を想定しております。特別利益二百億を想定しているんですね。普通、代物弁済って、同等の価値のものがわ

りて弁済するものなのかなというふうには思つていました。これは何でJ D Iに特別利益が発生するのか、しかも二百億も、代物弁済で、逆に言う

と、I N C J、これは二百億を損する取引になつていくんです。この代物弁済、J O L E Dの株式へ、これは株価値をちゃんと持っているのか、フェアネスオピニオンをちゃんと持っているのかと思つてですね。とつていないのであれば、取締役の株主に對する忠実義務とか善管注意義務違反にもなりかねないかと思つています。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。ただいま委員から御質問がございましたのは、J D Iがこれまで保有しておりましたJ O L E D株をI N C Jに譲渡することをもって、株式を譲渡することをもって代物弁済をした取引のことを御指摘なわけがございまして、J O L E Dは、御案内のとおり、印刷用の有機E L技術を開発するために設立されたものでございまして。いわゆるベンチャーでございまして、当然、J D Iが出資をいたしました時点で比べると、その印刷式のO L E Dの技術の開発が進展している、あるいは具体的な事業計画が具体化しているというところがございますので、そうした点を勘案して、現時点において最も公正な価格を評価して算出することとしているものと承知しております。

ただ、先生今御指摘のございました適時開示にございまして、今の段階では、五月三十日段階では特別利益として約二百億を想定しておりますが、「詳細が確定次第」というふうには記載されておらず、今先生が御指摘になりましたようなさまざまな、公正な価格かどうかについては、きちんと審査をした上で、当然でございまして、それぞれの会社において会計監査人の監査もいずれ受けることになるというふうには承知しております。

○松平委員 今御答弁いただきましたように、公正な価格、では、もしかしたらまだ決まっていな

い。公正な価格、では、もしかしたらまだ決まっていな